

松岡と申します。

適用指針の内容につきまして、以下の通り意見を述べさせていただきます。

現在、適用指針 P59、例 1 - 6 にもありますように、個別財務諸表にて減損損失を計上した場合でも、連結ベースでグルーピングの単位が異なる場合にはグルーピングを見直し、連結ベースで減損の対象とならない場合には、個別財務諸表にて計上した減損損失を連結で取り消す処理をする旨、規定されています。

この規定につきまして、以下の理由から投資の意思決定を行う際の単位の設定等が複数の連結会社を対象に行われており、連結財務諸表において、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位が、各連結会社（在外子会社を含む。）の個別財務諸表における資産のグルーピングの単位と異なる場合は、個別財務諸表ベースでの減損認識・判定・測定は行わず、連結財務諸表ベースのみでの減損処理をすることも例外処理として認めるべきだと考えます。

- ・ 2000年3月期より連結財務諸表原則が改正され、個別財務諸表重視から連結財務諸表重視へ変換。株主総会資料などの商法関係書類も連結重視の方向へ進んでおり、株主は連結財務諸表をベースに投資判断をしていること。
- ・ 企業経営においても連結データを重視しており、投資の判断が連結ベースでの区分でなされるなかで個別財務諸表上の数値の重要性が減少していること。
- ・ GP 全社の個別財務諸表ベースで判定をしたのちに、個別情報を連結で集計し、あらためて連結ベースでグルーピング、減損の兆候・認識・測定を行って、個別財務諸表で計上した減損損失を取り消す手法は多くのダブルワークを生み、実務上の負担が非常に大きいこと。

弊社では製造子会社から販売子会社に物流上は直接製品が輸送されていますが、本社にて一部発生している製造費（本社所有の金型償却費、研究費のうち製造費に該当するもの）を製造原価に含める必要があるため、商流上（伝票の流れ）では本社が製造子会社から仕入れたのち、販売子会社に売り上げている形になっています。

本社の個別財務諸表上は、仕入・売上が計上されていますが、投資の判断、経営成績の判定はあくまで製品カテゴリーなどの連結ベースで判断されており、個別財務諸表上の利益は仮の数値のような位置付けです。

現在の連結重視の流れのなか、株主を始めとした外部への情報提供も連結ベースでの提供

を重視しており、株主の皆様も連結上の数値に重大な関心をもっています。株主総会における資料上記載がもとめられている個別財務諸表の数値はミスリーディングとなるため、逆にこちらから株主の皆様に注意を促しています。

連結重視の経営のなか、中長期計画も連結ベースでは充実した計画情報を持っていますが、単独ベースで中長期計画については、立てる意味がないため、計画値を持っていないのが現状です。連結重視経営を行っている会社においては、似た状況であると思われます。十分な見積もり情報がない単独財務諸表ベースでは将来キャッシュ・フローを正確に見積もることは困難であり、不正確な減損損失を計上する結果になると思われます。

連結財務諸表を重視した会社においては、個別ベースでのグルーピング、連結ベースでのグルーピングのそれぞれで減損兆候の判定、認識、測定を行う必要があり、実務上大きな負担となる減損処理を2回行う必要がでできます。これは実務上、非常に大きな負担となります。

以上の理由から、減損処理におきましては、個別財務諸表からの積み上げを原則としながらも、投資の意思決定を行う際の単位の設定等が複数の連結会社を対象におこなわれており、連結グルーピングが単独グルーピングと異なる場合には、例外処理として連結ベースのみでの減損会計処理を認めるべきだと考えます。

以上